

平成 29 年 9 月 19 日

間接工事費等における管材費の取扱いについて

(お 知 ら せ)

岡山市水道局 配水課

「平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表」の改定に伴い、管材費の定義が明確化されました。

このことにより、間接工事費等の率計算における管材費の取扱いについて、以下のとおりとします。

(1) 管材費の定義

| (旧) | (新) |
|--------------------|---|
| 管材費とは管及び弁類等の費用を言う。 | 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。 なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。 ※管材は管等の内面が水に接する材料である。 |

(2) 管材費の対象に含まない主な材料

| |
|----------------------------|
| 仕切弁・消火栓・空気弁・止水栓・メーター等のきょう類 |
| 継足棒 |
| 鉄蓋キー |
| 亜鉛メッキ鋼管(鞘管用)、亜鉛メッキ鋼管用ソケット |
| 保温クイック |

(3) その他

本取扱いは、「岡山市水道局配水管布設請負工事工事費積算要領」に掲載しています。